

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1.1 計画策定の背景・目的

### 1) 計画策定の背景

・自転車は、通勤・通学・買物など、日常生活における身近な移動手段や、サイクリングなどのレジャーの手段などとして、多くの人々に利用されており、近年、クリーンかつ騒音を出さない環境負荷の低い交通手段として見直されているほか、健康志向の高まりや、ライフスタイルの変化を背景に、その利用ニーズが更に高まっている。



・柏の葉キャンパス駅周辺のサイクルフェスタ

・柏市は、これまで、自転車利用環境向上のため、自転車歩行者道など自転車通行空間の整備や市営駐輪場の整備、「柏市自転車等放置防止条例」（昭和58年10月）や「柏市駐輪場等条例」（平成15年10月）の制定、放置自転車の撤去活動、及び、自転車利用マナーの向上に向けた啓発活動等を行ってきた。



・市営駐輪場の整備(高柳駅東口)

・しかしながら、これらの取組みは、急増する自転車利用ニーズの多様化から生じる問題に対し、当面の個別の対症療法策として行われてきた傾向があり、行われてきた対応が相互に連携し相乗効果を生み出すまで至っていない現状もみられ、より多面的で総合的な自転車利用への対応施策が必要であるとの認識に至っている。

・また、全国の自転車関連事故は近年10年間で約3割減少しているものの、交通事故全体に占める割合は増加傾向にあり、柏市においても千葉県警察署管内で最も自転車事故発生件数が高い状況（平成24年）にあり、対応策が急務となっている。



・自転車利用の交通安全教室

・自転車は道路交通法上の「軽車両」であり、「車道の左側端」を通行することが原則とされているが、ルールやマナーに対する意識の低さも問題視されているところである。

【はじめに】

- ・このような状況を受け、国土交通省および警察庁では、平成 20 年 1 月、柏市を含めた全国 98 箇所を「自転車通行環境整備モデル地区」として指定し、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成 24 年 11 月一国土交通省道路局・警察庁交通局）を策定するなど、今後の模範となる自転車通行環境の整備の推進に力を入れている。
- ・また、「柏市第四次総合計画」（H23 年 3 月）や、「柏市総合交通計画」（H22 年 3 月）等の上位計画においては、「自転車利用環境の整備」を都市交通政策の重要な課題として位置づけている。
- ・このような利用ニーズの多様化や次代潮流の変化に伴い、自転車を「交通利便性・安全性の向上」、「環境負荷の軽減と健康志向」、「まちの魅力の創出」等に資する交通手段として位置づけ、関連施策との総合的な連携のもと、都市内の交通施策・まちづくりの一環としての包括的な自転車政策の展開が必要となっている。

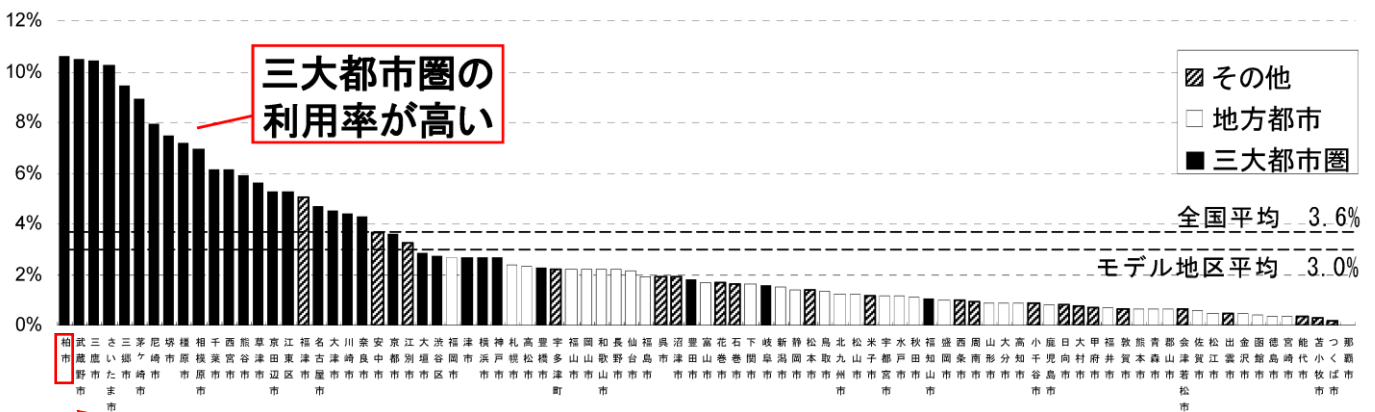


・かしわスマートサイクル



〈参考〉自転車総合計画に関わる柏市の位置づけ

■通勤・通学における駅端末交通手段の自転車利用率



・柏市は、駅までの通勤・通学の自転車利用率がモデル地区の中で全国トップ。

・資料：自転車通行環境整備モデル地区の取組み状況（H20 年・国土交通省道路局地方道・環境課道路交通安全対策室）

## 2) 計画策定の目的

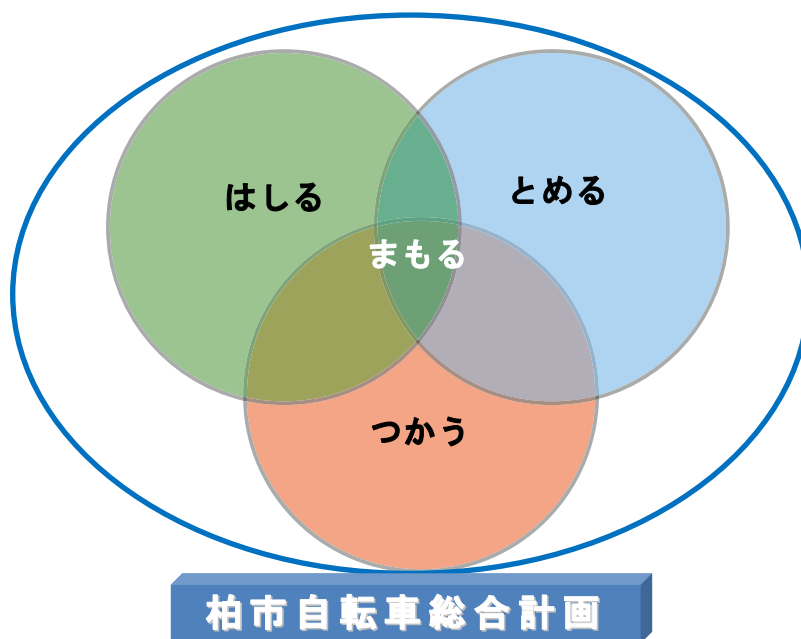
- ・「柏市自転車総合計画」は、これまでの経緯や今後の時代潮流を見据え、安全で快適な自転車利用環境向上のための基本的な施策を示すとともに、地域の課題や市民の自転車利用に関する多様なニーズに対応し、施策を総合的かつ効果的に実施していくための指針として、ハード・ソフト施策の両面から、体系的・計画的な自転車利用環境に関する総合計画を策定するものである。

### 【計画策定の考え方】

**市民、事業者、および行政の協働により、安全で快適な自転車利用環境の創出と魅力ある自転車まちづくりを実現していくことを目標とする。**

- ・本計画は、自転車利用の多様な場面や多様なニーズに総合的に対応するために、交通手段として自転車を利用する際の「はしる」「つかう」「とめる」「まもる」という4つの側面<sup>※1</sup>に着目し、これを計画策定の基本的な視点として、自転車利用における安全性、利便性、快適性の総合的な向上を目指すものとする。

### ■計画策定の基本的な視点



### 【4つの基本的な視点】<sup>※1</sup>

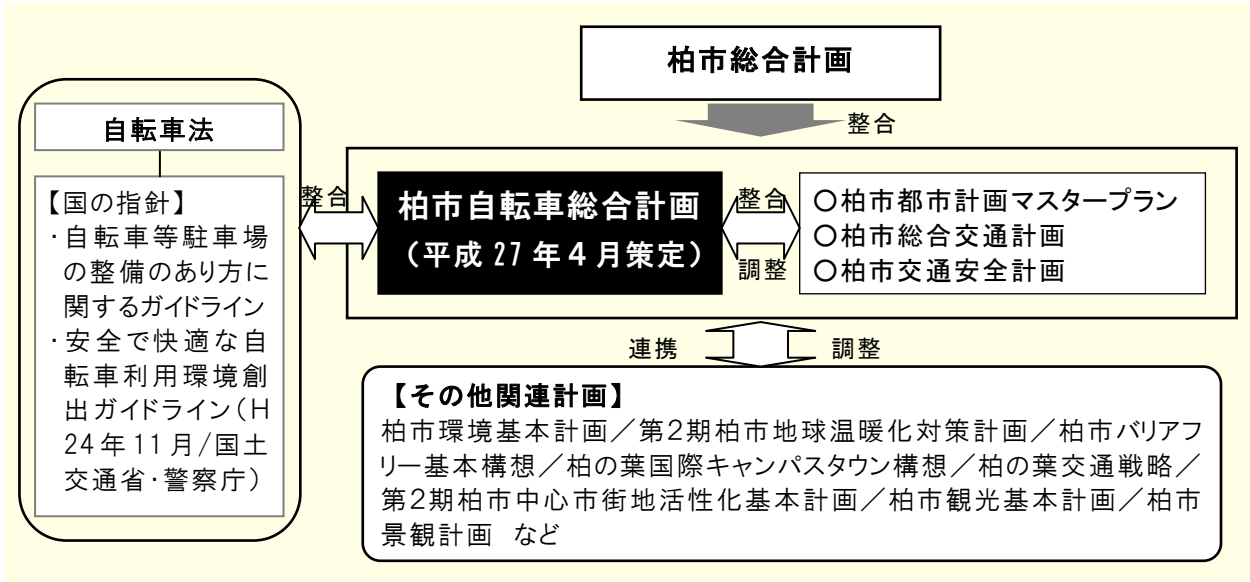
- 「はしる」－自転車の通行環境整備に関すること
- 「つかう」－自転車を活かした街づくりに関すること
- 「とめる」－自転車利用の駐輪に関すること
- 「まもる」－自転車利用のルール・マナーに関すること

【はじめに】

## 1.2 計画の位置づけと策定体制

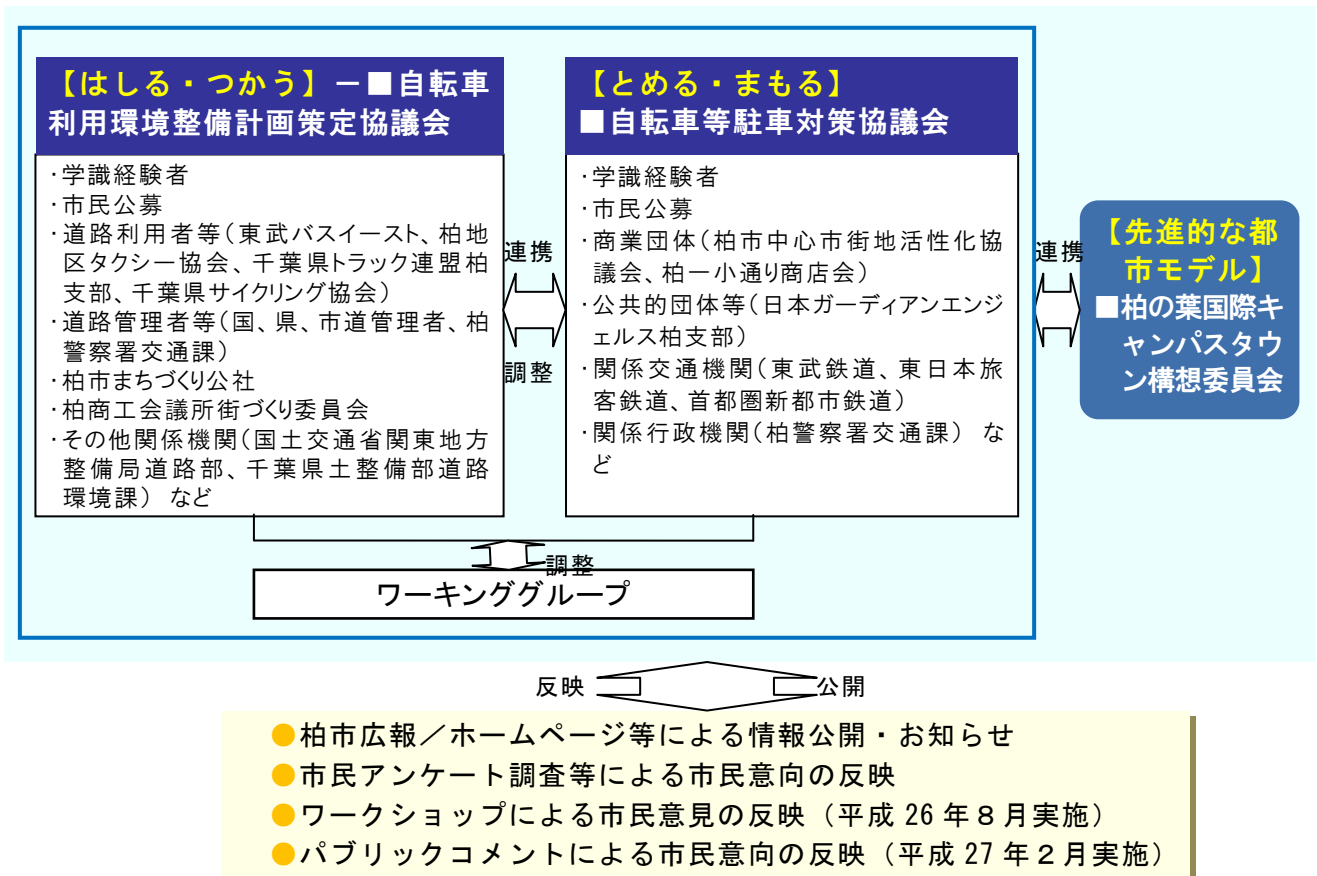
### 1) 計画の位置づけ

本計画は、自転車法に基づく国の指針等との整合を図るとともに、「柏市総合計画」を最上位計画とし、柏市都市計画マスタープランや柏市総合交通計画等における施策との整合、および、環境基本計画やバリアフリー基本構想等のその他関連計画との連携・調整を図り、戦略性の高い、実効性のある計画として位置づける。



### 2) 策定体制

本計画の策定にあたっては、自転車総合計画の基本的な視点に基づく次の2つの検討組織による検討・調整を行い、多様な関係機関との調整、および、市民意向の把握と計画への反映に努めながら、総合的かつ専門的な見地から検討を行ってきた。





## 1.3 計画対象地域・計画期間

### 1) 計画対象地域

本計画の対象地域は、柏市全域とする。

#### ■ 対象地域：柏市全域



### 2) 計画期間

本計画の期間は、平成27年度（2015年）～平成36年度（2024年）の10ヵ年とし、前期・中期・後期に分けて取り組むものとする。また、社会経済情勢等の変化に応じ、中期を目安として、適宜、計画の見直しを行うものとする。

#### ■ 計画期間：平成27年度～平成36年度（10ヵ年）

#### 前期4年、中期3年、後期3年

※中期を目安に適宜見直しを行う。

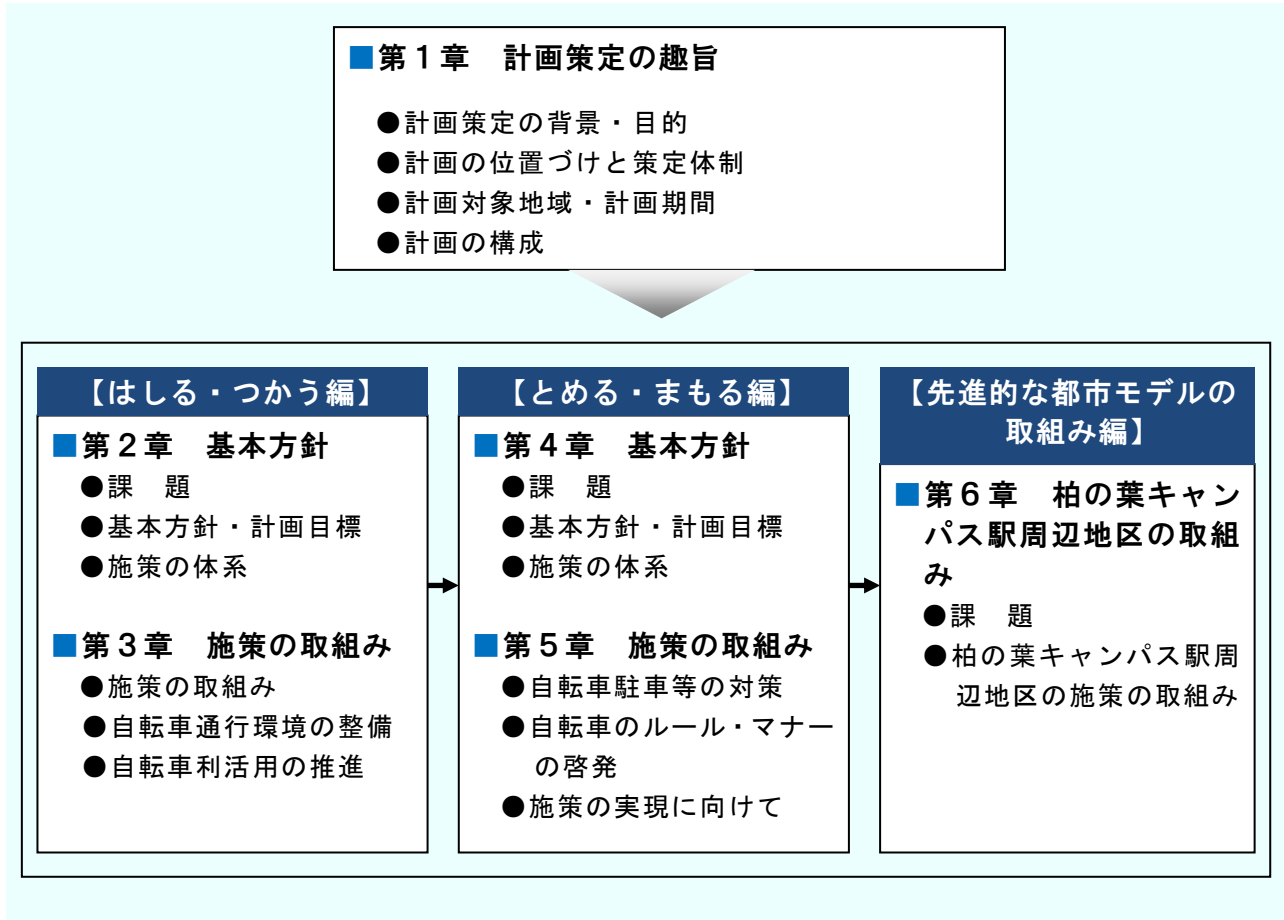
【はじめに】

## 1.4 計画の構成

本計画は、計画策定の基本的な視点とした4つの柱について、自転車利用する際の関連する柱立て（視点）により現況を整理し、それぞれの視点による課題を把握した上で、基本方針や具体的な施策の取組みなどについて方向性を示すとともに、現在、市で進めている先進的な取組みも含めた次の6つの章で構成するものとする。

※現況整理については、「柏市自転車総合計画－資料編」を参照

### ■ 計画の構成



## 〈参考〉自転車法に基づく位置づけ

### ■自転車総合計画・協議会の位置づけ

- ・自転車総合計画は、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年11月制定。以下「自転車法」という。)」に基づき、自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するために、市町村が定める計画である。
- ・また、自転車等の駐車対策に関して検討を進めている「柏市自転車等駐車対策協議会」は、同法に基づき、柏市自転車等放置防止条例により定められた機関である。

### ■自転車法に基づく総合計画・自転車等駐車対策協議会の位置づけ

項目	自転車法の位置づけ
<b>総合計画</b>	<p>第七条 市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 総合計画の対象とする区域</p> <p>二 総合計画の目標及び期間</p> <p>三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要</p> <p>四 第五条第二項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置</p> <p>五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針</p> <p>六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項</p> <p>七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項</p> <p>3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>4～7 略</p>
<b>自転車等駐車対策協議会</b>	<p>第八条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。</p> <p>2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。</p> <p>3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。</p> <p>4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。</p>

・資料:「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」より抜粋作成

【はじめに】

■関係者の役割及び責務

- ・自転車総合計画の策定にあたっては、自転車法に基づく、下表の関係者の役割や責務の内容に配慮するものとする。

■自転車法に基づく関係者の役割及び責務

目的	主体	責務の内容
良好な自転車交通網の形成 (第4条)	道路管理者	良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進する
	都道府県公安委員会	良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施する
自転車等の駐車対策の総合的推進 (第5条)	地方公共団体又は道路管理者	通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努める
	鉄道事業者	鉄道の駅の周辺における前項(上段の記述)の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。 (ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない)
	大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者(官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等)	周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場の設置を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない
	都道府県公安委員会	自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図る
自転車等の利用者の責務 (第12条)	自転車を利用する者	道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない
		自転車等駐車場以外の場所に自転車を放置することのないように努めなければならない
		利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録を受けなければならない
自転車製造業者等の責務 (第14条)	自転車の小売を業とする者	自転車の販売にあたっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない

・資料:自転車法より抜粋して作成